

番号	取組	取組内容	所管課	令和3年度取組予定
1-(1)-①	保護観察対象者の雇用	安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。	人事課	安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。
1-(1)-②	協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象とする。	契約課	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象優遇措置を継続する。
1-(1)-③	協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象とする。	契約課	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象優遇措置を継続する。
1-(1)-④	雇用促進、労働相談	ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。	企業立地雇用課	ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。
1-(1)-⑤	生活困窮者等就職困難者への就労支援	生活困窮者自立支援制度又は生活保護制度において、ハローワークとの連携により就労に関する支援を行う。	福祉総務課、保護第一課、保護第二課	生活保護受給者等就労自立促進事業の活用等により、ハローワークとの連携を図りながら支援を実施する。（福祉総務課） 関係機関との連携により、就職までのきめ細かな支援のほか、就職後の定着支援にも努めていく。（保護第一課、保護第二課）
1-(2)-①	市営住宅への公平な入居機会の確保	市営住宅が、一時的な居住先である更生保護施設や自立準備ホームから退所する際の選択肢の一つとして活用されるよう、公営住宅法に基づく公平な入居機会の確保に努める。	住宅整備課	更生保護施設や自立準備ホームから退所する者が市営住宅への入居を希望した際には、公営住宅法に基づく公平な入居に関する他都市の取組状況や課題などについて、調査を行う。
1-(2)-②	セーフティネット住宅の登録促進	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が、促進されるように努める。	住宅整備課	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が、促進されるよう制度の周知に努める。
1-(2)-③	住居確保給付金の支給	離職等から2年以内又はやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少した者に対して、住居確保給付金を支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を行う。	福祉総務課	住居確保給付金の受給者に対して、早期の就職又は転職等による増収に向けた支援を実施していく。

番号	取組	取組内容	所管課	令和3年度取組予定
2-(1)-①	福祉保健サービスの提供	福祉保健サービスは、犯罪をした者等を含め、個々の状態に応じて公平に受けることができるため、これまで以上に適切な支援を実施する。	障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課	福祉保健サービスは、犯罪をした者等を含め、個々の状態に応じて公平に受けることができるため、これまで以上に適切な支援を実施する。 (障がい福祉課) 犯罪を犯した高齢者が福祉サービスを公平に利用できるよう、適切な相談・支援を実施する。(長寿福祉課) 要介護認定やサービス利用について相談等があれば、制度や手続の説明を行うほか、適切な窓口の案内などを行う。(介護保険課)
2-(1)-②	精神保健福祉に関する相談	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。	健康管理課	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施する。
2-(1)-③	地域福祉計画との整合	地域福祉計画の改定に際して、犯罪をした者等のうち、高齢者や障がい者等に関する支援を盛り込む。また、地域福祉計画の取組にある、高齢者や障がい者等に対する見守り支援との連携を図る。	福祉総務課	他都市の地域福祉計画との連携状況を調査する。また、見守り支援者等へ秋田市再犯防止推進計画を周知する。
2-(2)-①	薬物乱用防止教育	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。	学校教育課	各校の薬物乱用防止教室等の開催について、有用な資料や外部講師についての情報提供を行う。
2-(2)-②	精神保健福祉に関する相談※再掲	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。	健康管理課	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施する。
3-(1)-①	スクールカウンセラーの配置	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】	学校教育課	中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
3-(1)-②	広域カウンセラーの派遣	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る。【県事業】	学校教育課	小学校に広域カウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。

番号	取組	取組内容	所管課	令和3年度取組予定
3-(1)-③	心のふれあい相談会	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	学校教育課	「心のふれあい相談会」を年2回開催し、臨床心理士との個別面談や、保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。
3-(2)-①	少年の健全育成および非行防止	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。	子ども未来センター・少年指導センター	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。
3-(2)-②	いじめ防止	秋田市いじめ防止基本方針や、いじめ防止に関する関係機関と連携した秋田市の取組をリーフレットにまとめ、市立小・中・高等学校の全児童生徒および市民サービスセンター等に配布する。また、保護者や教員を対象に外部の専門家を講師とした講演会を開催する。	学校教育課	「いじめ防止リーフレット」を市立小・中・高等学校の全児童生徒および市民サービスセンター等に配布する。専門家を講師として、教員を対象にしたいじめ防止対応等研修会を実施する。
3-(2)-③	薬物乱用防止教育※再掲	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。【県事業】	学校教育課	各校の薬物乱用防止教室等の開催について、有用な資料や外部講師についての情報提供を行う。
3-(2)-④	スクールカウンセラーの配置※再掲	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】	学校教育課	中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
3-(2)-⑤	広域カウンセラーの派遣※再掲	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る【県事業】	学校教育課	小学校に広域カウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
3-(2)-⑥	心のふれあい相談会※再掲	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	学校教育課	「心のふれあい相談会」を年2回開催し、臨床心理士との個別面談や、保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。
4-(1)-①	更生支援に関する相談・取次ぎ等	矯正施設や民間協力者等による再犯防止の活動促進のため、相談や手続の取り次ぎや情報提供を行う。	福祉総務課	更生支援に関する相談等があれば、随時対応する。
4-(1)-②	地域や警察機関等と連携した防犯活動	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中心・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。	生活総務課	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中心・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。

番号	取組	取組内容	所管課	令和3年度取組予定
4-(1)-③	保護司会等の活動支援	犯罪予防活動などに取り組んでいる同会に関して、補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司等の就任を促進する機会を提供するなど、人材育成支援に取り組む。	福祉総務課、子ども未来センター・少年指導センター	保護司会へ補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司への就任を促進する機会を提供する。(福祉総務課) (子ども未来センター・少年指導センター)
4-(1)-④	子どもの安全対策	多様な関係機関と連携し、地域社会全体で学校安全や子どもたちを見守る体制の整備に努める。 ・「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会」を開催し、市防犯協会や各警察、市PTA連合会、市小中学校長会などの関係機関と連携 ・学校敷地内における不審者に対する警戒と侵入を防止するため、全市立小学校に警備員を配置 ・学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア(スクールガード)の養成講習会を開催 ・「秋田っ子まもるメール」により、不審者等に関する情報を配信し、市民へ注意喚起	学事課	市防犯協会や各警察、PTAなどの関係機関と連携し、学校安全ボランティア(スクールガード)の活動を活性化するほか防犯の視点での合同点検を行う。 また、防犯カメラ等による校地内での犯罪抑止や「秋田っ子まもるメール」等による市民の防犯意識向上に取り組む。
4-(2)-①	社会を明るくする運動への支援	再犯防止啓発月間(7月)に合わせて秋田市推進委員会を組織し、様々なPR活動に取り組む。	子ども未来センター・少年指導センター	7月に各地区市民サービスセンターに広報看板を設置する他、内閣総理大臣メッセージの伝達と広報車による市内巡回広報活動を行う。
4-(2)-②	犯罪被害者等への支援	・犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置し、一元化を図る。 ・各種啓発活動等の情報を積極的に発信し、犯罪被害者等支援について周知啓発を図る。	市民相談センター	・窓口の一元化や各種支援施策等について、広報あきたやホームページ、公式SNS等で周知する。 ・犯罪被害を考える日(6月30日)および犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に併せた啓発活動により、犯罪被害者等に対する市民理解の促進を図る。